

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年10月24日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

南部汚泥資源化センター送泥設備用無停電電源設備蓄電池緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

磯子区新磯子町39番地

3 契約日

令和7年9月26日

4 履行日又は履行期間

令和7年9月26日から令和8年3月15日まで

5 契約金額

¥5,000,000.-（概算）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜日電工業株式会社 代表取締役 廣田 直剛
神奈川県横浜市神奈川区神奈川2-13-4

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

南部水再生センターに設置されている送泥設備用無停電電源設備蓄電池の故障により、停電時に同設備からの給電が出来ず、南部水再生センターからの送泥も出来なくなります。以上のことから、汚泥処理に甚大な影響を及ぼす恐れがあるために、緊急に対応する必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

横浜日電工業株式会社は、本設備の製造業者である株式会社G S ユアサの一次代理店であり、本設備の機能や仕様を熟知しており、施工能力を有した事業者です。また、今年度、当センターにおいて同種工事の契約実績業者であることから、本工事を緊急に施工できる体制を有している横浜日電工業株式会社と随意契約を行いました。

9 所管課

下水道河川局南部下水道センター